

生活保護費追加給付事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 1 月

多賀城市

# 生活保護費追加給付事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

本公募は、令和8年第1回定例会の予算成立を前提とした事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる業務です。予算成立しなかった場合、事業内容の変更や契約を締結しない可能性がありますのであらかじめご了承ください。

## 1 業務の背景・目的

平成25年生活扶助基準の改定について、令和7年6月の最高裁判決により、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消された。判決を受け、国は、令和7年8月に社会保障審議会生活保護基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、有識者により検討を進めた。委員会により令和7年11月にまとめられた最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書を踏まえ、国が、これまでの平成25年生活扶助基準の改定について、新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することを決定した。本市においても、国決定の趣旨を踏まえ、生活保護費追加給付金を支給することを目的として本事業を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

生活保護費追加給付事業

### (2) 業務内容

別紙「生活保護費追加給付事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 業務委託費上限額

93,641,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、多賀市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

## 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47-6号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）に定める暴力団及び暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 過去3年度以内（令和5年4月1日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似の給付業務実績があること。
- (7) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識、企画能力を有すること。
- (8) 宮城県内に本店又は支店等を有しており、必要に応じて担当者が本市に来庁できること。

#### 4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和8年1月23日（金）に多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和8年1月28日（水）
質問への回答	令和8年2月2日（月）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込受付期限	令和8年2月6日（金）
参加資格審査結果の通知	令和8年2月9日（月）
企画提案書等提出期間	令和8年2月10日（火）から 令和8年2月17日（火）まで
審査（選定委員会）	令和8年2月26日（木）実施予定
審査結果の通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内に通知
契約締結	令和8年3月予定

#### 5 参加申込み手続

##### (1) 参加申込受付期間

令和8年1月26日（月）から同年2月6日（金）まで（土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

ただし、受付期間最終日の令和8年2月6日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1）	1部
イ 代表者印鑑証明書	1部
ウ 履歴事項全部証明書	1部
エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
（本社及び宮城県内の支社における納税証明書（証明年月日が応募資格確認書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。））	
オ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）	1部
※ 提出物イ、ウ及びエについては、本市の一般競争入札参加者名簿に登録している場合は不要	

(4) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）。

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付期間

令和8年1月23日（金）から同月28日（水）まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、同年2月2日（月）までに市ホームページにて公表する。

市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

## 7 企画提案書等の受付

(1) 提出期間

令和8年2月10日（火）から同月17日（火）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(4) 提出書類及び提出方法

次に掲げる必要書類を直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）。

※直接持参する場合は、事前連絡の上、提出すること

ア 企画提案書表紙（様式4） 8部  
イ 企画提案書（様式自由） 8部

※企画提案書については、別紙「生活保護費追加給付事業企画提案書作成要領」を基に作成すること。

ウ 実施体制調書（様式5） 8部  
エ 業務実績調書（様式6） 8部

オ 過去3年度以内（令和5年4月1日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似の給付業務の契約を適正に履行した実績を有することが分かる書類（契約書（仕様書含む）の写し） 8部

カ 参考見積書（様式7） 1部  
キ 参考業務費内訳書（様式自由） 1部

(5) その他

ア 上記(4)エ及びオに関連する仕様書等を各8部添付すること。  
イ 上記(4)キには、(4)カの内訳を記載すること。

8 申込み及び企画提案の無効

- (1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。
- (2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
  - イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
  - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
  - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有

無を審査する。

(2) 審査

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和8年2月26日（木）に多賀城市役所3階会議室で実施する。

審査会における順番及び各参加者の開始時間は、本市で調整するものとし、参加者宛て別途連絡する。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは15分程度を目安とする。

(イ) 内容

審査会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

a 企画提案書等に基づくプレゼンテーション

b 質疑応答

c 本市への独自提案

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセント、プレゼンテーションに必要なパソコンは市で用意することとし、その他物品等は提案者が用意することとする。

ただし、プレゼンテーションに使用するデータについては、選定委員会開催日の2営業日前までにE-mail、オンラインストレージサービス（「たよれるどこでもキャビネット」に限る）、CD又はDVDのいずれかの方法よりあらかじめ提出することとする。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、委員全員の審査評価点数総計が6割以上を超える企画提案について点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合もある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に關係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する職員等に意見を聴取することができることとし、その職員は審査会に出席できることとする。

## 10 契約及び協議

### (1) 選定後の手続

ア 提案書の内容について、市と優先契約候補者との協議により仕様書を精査し、契約書を取り交わすものとする。また、これにより企画提案見積額を超えない範囲で、契約金額等の調整を行う場合がある。

イ 上記により優先契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

### (2) 再委託等の制限

受注者は、本業務に係る履行の全部又は契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

### (3) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

### (4) 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならない。

## 11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は、できないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

## 12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所北庁舎2階

多賀城市保健福祉部社会福祉課生活支援係

電話 022-368-1405

E-mail sien@city.tagajo.miyagi.jp